

平成 30 年4月から 年金額の改定ルールが見直されます

年金額は、毎年4月に物価や現役世代の賃金の変動率に応じて改定することとされています。

また、平成 16 年度からは、少子高齢化による年金財政の悪化に対応し、年金財政における負担と給付の均衡を図るため、現役世代の減少と平均余命の伸びに応じて年金の改定率を抑制する「マクロ経済スライド」が導入され、図 1 「マクロ経済スライドによる調整方法」のとおり調整されています。

このマクロ経済スライドによる調整について、本年 4 月からは、景気後退期においても年金受給者の年金額を維持し、景気回復期にその未調整分を調整する仕組みが導入されます。具体的には以下のとおりとなり、図 1 「マクロ経済スライドによる調整方法」のⅡ、Ⅲの場合のようにマクロ経済スライドにおいて未調整となった部分が発生する場合、その未調整分を翌年度以降にキャリアオーバーし、景気回復期に当年度分の調整に加え、図 2 「改正後のキャリアオーバー制度」のとおり、キャリアオーバーした未調整分をあわせて調整することとされました。

図 1 マクロ経済スライドによる調整方法

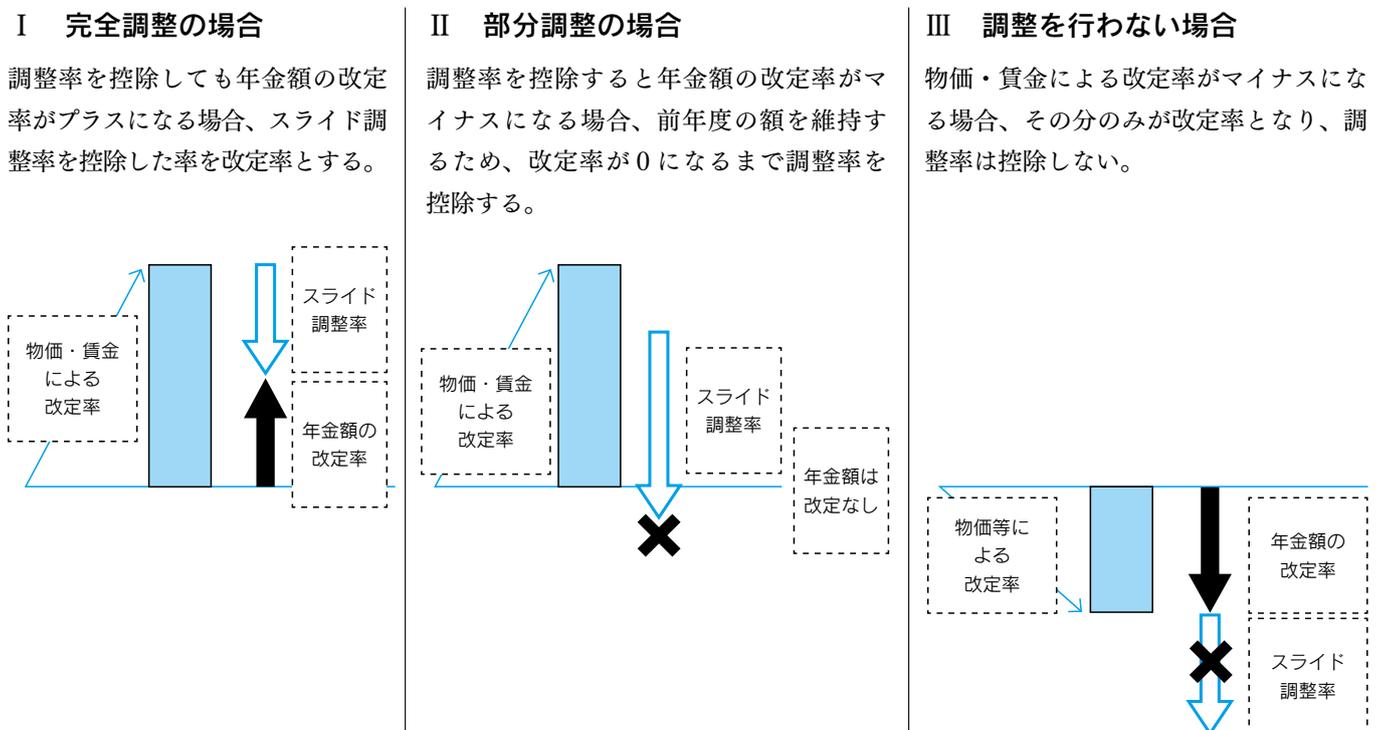


図 2 改正後の未調整分キャリアオーバー

